

公害防止管理者等の選任

騒音・振動の指定地域内において、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）」に基づき、一定の施設を設置している工場には、公害防止に関する技術的事項を管理する**公害防止統括者**（常時使用する従業員の数が 20 人以下の小規模事業者の場合は選任しなくてもよい。）及び**公害防止管理者**並びにそれぞれの代理者の選任及び届出が義務づけられています。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

（昭和 46 年 6 月 10 日法律第 107 号）

騒音規制法の指定地域内にある製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場を「特定工場」とし、特定工場において次の施設を設置する場合は公害防止管理者等の公害防止組織を設ける必要があります。また、選任等の届出をします。

公害防止管理者等（代理者）の選任要件

施設の種類	公害防止管理者資格の種類	公害防止統括者
機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）	騒音関係	常時使用する従業員の数が 21 人以上
鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）	振動関係	
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る。）	振動関係	